８第３１号議案

令和９年度公立特別支援学校の学級編制基準について

このことについて、令和９年度公立特別支援学校の学級編制基準を定めたいので、別添案を添えて請議します。

令和８年１０月１３日提出

教育長　纐　纈　　知　行

説　明

この案を提出するのは、令和９年度公立特別支援学校の学級編制基準を定める必要があるからである。

別　紙　案

令和９年度公立特別支援学校の学級編制基準を次のとおり制定します。

令和８年１０月１３日

愛知県教育委員会

令和９年度公立特別支援学校の学級編制基準（案）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th colspan="2">1学級の幼児･児童･生徒数</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">幼稚部</td><td colspan="2">通常の学級</td><td colspan="2">約5人</td><td>学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">重複障害学級</td><td colspan="2">3人</td><td>引き続く二の年齢の幼児の数の合計数が2人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小・中学部</td><td colspan="2">通常の学級</td><td>小学部1～6年
中学部1～3年</td><td>6人</td><td rowspan="3">(1) 小学部の通常の学級においては、同学年の児童で学級編制を行う。
(2) 中学部の通常の学級においては、同学年の生徒で学級編制を行う。
(3) 重複障害学級においては、小学部は、児童数の合計した人数を、中学部は、生徒数の合計した人数をそれぞれ基礎として学級編制を行う。
(4) 施設内教育学級及び訪問教育学級においては、小学部は、児童数の合計した人数を、中学部は、生徒数の合計した人数をそれぞれ基礎として学級編制を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">重複障害学級</td><td colspan="2">3人</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設内教育、訪問教育学級</td><td colspan="2">3人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高等部</td><td rowspan="3">本科</td><td>通常の学級</td><td>高等部1～3年</td><td>約8人</td><td>(1) 引き続く二の学年の生徒の数の合計数が5人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。
(2) 高等特別支援学校、校舎においては、8人として学級編制を行う。</td></tr>
<tr><td>重複障害学級</td><td colspan="2">3人</td><td>(1) 中学部第3学年の重複障害学級該当生徒数に応じて学級編制を行う。
(2) 引き続く二の学年の生徒の数の合計数が2人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。</td></tr>
<tr><td>訪問教育学級</td><td colspan="2">3人</td><td>高等部1年から3年までの生徒数を合計した人数を基礎として、学級編制を行う。</td></tr>
<tr><td>専攻科</td><td colspan="2">専攻科1～3年</td><td>約8人</td><td>引き続く二の学年の生徒の数の合計数が5人以下の場合には、原則として複式の学級編制を行う。</td></tr>
</table>